

高知新港における災害時の緊急避難場所提供等に関する協定

高知新港高台用地は、港を利用した産業振興等を図るほか、災害時において、当該地域における指定緊急避難場所への避難が困難な場合、港で働く人々等の一時的な緊急避難場所とすることを目的に整備した港湾関連用地である。

高知県（以下「甲」という。）と株式会社県運（以下「乙」という。）は、高知新港における災害時の緊急避難場所の提供等について、高知新港高台用地分譲等要領に基づき次のとおり協定を締結する。

目的

1 条 この協定は、高知新港高台用地分譲等要領で定める災害時の緊急避難場所の提供等の協力事項について、災害時にその円滑な実行のために締結するものとする。

（定義）

第2条 この協定で扱う災害とは、津波又は高潮により高知新港の高台用地を除く低地及び周辺地域から速やかに避難が必要な状況又はそのような事態が発生するおそれがある状況をいう。

2 この協定で扱う緊急避難場所とは、当該地域において港で働く人々等が市の指定する緊急避難場所への避難が困難な場合に、災害の危険から命を守るために一時的に避難をする場所をいう。

（乙の協力内容）

第3条 この協定に基づき、乙は災害時において、次に掲げる施設等を緊急避難場所として無償で提供する。

- （1）所在地 高知市仁井田字新港 4712 番 4
- （2）名称 株式会社県運 高知支店（高知新港倉庫）
- （3）使用施設 駐車場及び倉庫庇（2,680 m²）
屋内への避難を要する場合：倉庫（3,300 m²）
※別紙図面参照

2 乙は災害時において、前項に定める緊急避難場所提供のほか、災害時の乙の被災状況及び乙の事業継続を考慮したうえで、次に掲げる協力を可能な範囲で行う。

- （1）避難者へのトイレの開放
- （2）通信機器等、緊急的な充電のために避難者が必要な電力の提供

3 乙は、次に掲げる協力を平常時から行う。

（1）高知新港高台用地の乙の敷地において、法面階段の出入口に近い位置を避難者の進入経路と想定し、常時進入可能箇所を幅 60cm 以上は確保しておく。

（2）甲からの要請があれば、乙の業務に支障のない範囲で防災資機材等の保管場所を提供する。

甲、乙は、県等が実施する防災訓練に可能な範囲で協力するものとする。

(使用期間)

第4条 乙は、災害時、前条第1項第3号に掲げる使用施設を緊急避難場所として開放する。

2 緊急避難場所の使用期間は、周辺の被災状況等を勘案し甲乙協議のうえ決定する。

(緊急避難場所の周知)

第5条 甲は、第3条第1項第3号に掲げる使用施設を、緊急避難場所として平常時から広く周知することができるものとする。

(費用負担)

第6条 避難者の受入れにより発生した乙の所有施設等の破損の修復、避難者に提供した物品の補填、その他の事由による費用負担については、甲乙協議のうえ決定する。

(連絡体制の確認)

第7条 協定の有効期間中においては、甲乙双方の連絡責任者、連絡副責任者等の連絡先(以下、連絡責任者等という。)を別紙のとおり定め、毎年3月に連絡責任者等を確認するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度文書等で報告するものとする。

(情報提供)

第8条 災害時、乙は甲からの要請に応じて、第3条第1項に定める施設等及び周辺の被災状況等について情報提供を行う。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからかの文書による終了の意思表示及び甲乙協議において締結解除の決定がなされない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4 年 / 月 2 / 日

甲 高 知 県
高知県知事

乙 高知県吾川郡いの町内野南町 88 番地
株式会社 県運
代表取締役